

## 都市圏での交流会実施委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

都市圏での交流会実施委託業務

#### (2) 事業の目的

観光以上、移住未満の繋がり、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」を増やしていくことで、地域活性化を図るとともに将来的な移住者増に繋がることを狙っていくため、都市圏在住の若者等を対象に、今の本県の魅力を伝え、県内の若者との交流を通じて、鳥取と繋がるきっかけとなる交流会を実施する。

#### (3) 業務内容

都市圏での交流会実施に係る企画運営、広報、調整等を行う。

なお、詳細は別紙仕様書による。

#### (4) 業務期間

契約締結の日から令和2年3月9日まで

### 2 委託金額の上限

金4,000,000円（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を含む。）

### 3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 企業、NPO法人、その他の法人又は法人格のない団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人格のない団体にあつては、代表者の定めがあること。
- (4) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されていること。
- (5) 個人情報の取り扱い等に留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (7) 職業紹介についての実績、ノウハウを有すること。

### 4 企画提案に係る提出書類

#### (1) 企画提案書 5部（別紙様式1応募様式）

15ページ以内（企画提案の内容を補足する参考資料を含む。）とし、応募様式「2 提案内容」に記載した事項を必ず明記し、A4版用紙で提出すること。

#### (2) 受託費用見積書 1通

経費の明細を算出し、その経費（内訳を含む）を記載し、消費税も含めた見積とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

#### (3) 定款、規約・会則等 1部

定款、規約・会則、役員名簿及び団体の組織図

#### (4) その他留意事項

ア 企画提案書は、原則として返却しない。なお、県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

イ 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし契約締結前にあつては、提案者に帰属するものとする。

ウ 選定されなかった者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。

エ 県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

オ 3の参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

カ 企画提案書等の提出後、企画提案書等に係る個別事項に疑義がある場合は、県から質問することがある。

キ 企画提案書は1者につき1案とする。

## 5 提出方法及び提出期限

### (1) 提出方法

提出先への持参又は簡易書留郵便による郵送とする。

### (2) 提出期限

令和元年8月21日(水)午後5時(必着)

## 6 提出先・問合せ先

鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地

電話 : 0857-26-7128

ファクシミリ : 0857-26-8196

電子メール : jinkouseisaku@pref.tottori.jp

## 7 質問の受付

(1) この実施要領について質問がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、令和元年8月5日(月)までに6の提出先・問合せ先に、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。

(2) 質問者には文書等で回答するとともに、質問及び回答内容を鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課のホームページに掲載する。

## 8 参加の意向

この公募型プロポーザルに参加する意向のある者は、令和元年8月7日(水)までに別紙様式2意向確認書を6の提出先・問合せ先までにファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。

## 9 選考

(1) 提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定するため、都市圏での交流会実施委託業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。なお、必要に応じて別途ヒアリングを行うことがある。

(2) 審査会は、企画内容、費用等の審査項目について、別添「審査基準」に基づき、各審査員が個別に審査採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

(3) 審査会には、審査員を置き、次のとおりとする。

・審査会は5名程度で構成し、会長及び委員を置くものとする。

(4) 提出書類による審査とし、プレゼンテーションの機会は設定しない。

(5) 公正性・中立性を確保するため、審査員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

## 10 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

## 11 契約の締結

審査会による審査の結果、9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

## 12 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。この場合に

において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### 13 暴力団排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - ア 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - イ 暴力団員を雇用すること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

### 14 契約までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次の予定とする。ただし、企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (1) 企画提案募集開始      | 令和元年 7 月 31 日（水） |
| (2) 質問期限          | 令和元年 8 月 5 日（月）  |
| (3) 参加意向          | 令和元年 8 月 7 日（水）  |
| (3) 企画提案書等の提出期限   | 令和元年 8 月 21 日（水） |
| (4) 審査会の開催        | 令和元年 8 月下旬       |
| (5) 審査結果の通知       | 令和元年 8 月下旬       |
| (6) 企画提案等の協議、見積依頼 | 令和元年 8 月下旬       |
| (7) 契約締結          | 令和元年 8 月下旬       |